

規制自由業専門職の会社での実施に関する 2023年2月8日のオルドナンス第77号¹

内 田 千 秋

-
- 1 Ordonnance n° 2023-77 du 8 février 2023 relative à l'exercice en société des professions libérales réglementées, *JO* 9 février 2023, texte n° 3. 本オルドナンスは、「独立した職業活動のための2022年2月14日の法律第172号」7条の授権に基づき制定されたものである。本改正により、これまで規制自由業専門職の会社での実施について定めていた「専門職民事会社に関する1966年11月29日の法律第879号」及び「法令上の身分規程に服し又は資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職の会社形態での実施、及び自由業専門職財務参加会社に関する1990年12月31日の法律第1258号」の内容が再編成され、本オルドナンスに統合された。筆者は以前、両法律の翻訳を公表したが（拙稿「フランス専門職（プロフェッション）会社法制に関する規定の翻訳—近時の改正を踏まえて—」法政理論49巻1号64頁（2016）。また、本改正前の規制自由業専門職の会社での実施の一例として、拙稿「フランスの会計監査役制度の近時の展開—2019年改正とその後—」法政理論 55巻4号227頁以下（2023）参照）、本改正に伴い両法律が廃止されることになったため（本オルドナンス131条1号2号）、本稿では仮訳として、本オルドナンスの翻訳を行うこととした（紙幅の関係で、参照法文と、経過規定等について定める第6章の翻訳を省略した）。本オルドナンスの施行日は一部の規定を除き2024年9月1日であり（本オルドナンス134条第Iパラグラフ1項）、本オルドナンスの追認法律案は本オルドナンスの公表から6か月の期間内に国会に提出される予定である（上記2022年法律7条第IIパラグラフ）。本オルドナンスには実質的な改正事項も含まれるため、本改正の詳細な検討は後日行うこととしたい。

第1編 規制自由業専門職 (professions libérales réglementées) の実施型会社 (sociétés d'exercice) に共通する規定

第1条

①規制自由業専門職 (professions libérales réglementées) は、日常的に、独立してかつその責任のもとで、顧客 (client)、患者及び公衆の利益において、適する職業資格 (qualifications professionnelles) を通じて実施される役務 (prestations) を行うことを目的とする活動を実施する者の一群である。

②前項の専門職は、法令上の身分規程 (statut législatif ou réglementaire) に服し、又は、その資格名称 (titre) の使用について保護を受ける。

③第1項の専門職は、その専門職の実施方法のいかんを問わず、その参入及び実施を規律する法文にしたがい、懲戒に関して権限を有する機関 (autorité compétente) により承認されうる倫理原則又は職業倫理を遵守しなければならない。

第2条

本オルドナンスの適用については、規制自由業専門職は、次の3つのグループ (familles) にこれを分類する。

1° 保健衛生専門職 (professions de santé) のグループは、公衆衛生法典立法の部の第4部に定める規制自由業専門職、及び、医学生物学者を集めるものである。

2° 法律又は司法専門職 (professions juridiques ou judiciaires) のグループは、デクレをもってその一覧を明確にする。

3° 技術及び生活関連専門職 (professions techniques et du cadre de vie) のグループは、他の規制自由業専門職を集めるものである。

第3条

①本オルドナンスでは、実施専門家（*professionnel exerçant*）とは、その専門職又は職務（*ministère*）を実施するための資格を有し、専門職を規律する法文にしたがいフランスで登録され、かつ、その専門職又は職務に属する行為を独立して行う自然人を意味する。

②業務執行行為を行うのみでは、実施専門家の地位はこれを付与しない。

第4条

本オルドナンスでは、ヨーロッパの者（*personne européenne*）とは、フランス以外のヨーロッパ連合の加盟国、ヨーロッパ経済領域協定の参加国又はスイス連邦において開業し、これらの国の1つにおいて、第1条の意味における規制自由業専門職の特徴を示す活動を実施する自然人又は法人を意味する。

第2編 民事会社について

第1章 専門職民事会社（*sociétés civiles professionnelles*）について

第1節 一般規定

第5条

①同一の規制自由業専門職を実施する自然人、とくに公署官又は裁判所補助吏（*officiers publics ou ministériels*）は、その間で、法人格を享有し本章の規定に服する専門職民事会社（*sociétés civiles professionnelles*）を設立することができる。

②前項の専門職民事会社は、前項の専門職の実施を自然人に留保するすべての法令の規定にかかわらず、その社員の専門職の共同実施（*exercice*

en commun) を目的とする。

③会社の設立登記は、権限を有する機関による会社の承認、又は名簿 (liste) 若しくは場合により職団名簿 (tableau de l'ordre professionnel) への会社の登録の後でなければ、これを行うことができない。

④各専門職への本オルドナンス第5条ないし第33条の適用の条件は、公権力に対して専門職を代表することを任務とする機関又はその機関が存在しない場合には関係する専門職の最も代表的な組織の意見の後に決定されるコンセイユ・デタの議を経たデクレをもって、これを決定する。

第6条

①デクレは、それが決定する条件にしたがい、規制自由業専門職を実施する自然人に対し、他の自由業専門職を実施する自然人とともに、それぞれの専門職の共同実施を目的として専門職民事会社を設立することを認めることができる。

②規制自由業専門職の構成員は、懲戒に関して権限を有する第1条第3項に定める機関により許可されるのでなければ、第1条に定めのない自由業専門職に属する者を社員とする専門職民事会社に入社することができない。許可が拒絶された場合には、デクレに定める条件にしたがい上訴することができる。

③専門職民事会社は、特定の専門職を実施するための資格を有する社員の1人を介してでなければ、この専門職の行為を行うことができない。

第7条

会社設立前に適法に専門職を実施していた者、及び、現行法令によって要求されるすべての条件を充たすことにより専門職を実施する適性を有する者でなければ、社員となることができない。ただし、第27条及び第28条の規定の適用を妨げない。

第8条

各専門職に特有のデクレに別段の定めがある場合を除き、すべての社員は、1社の専門職民事会社の社員になることしかできず、かつ、この会社においてでしか同一の専門職を実施することができない。

第9条

①公署官職又は裁判所補助吏職（office public ou ministériel）の名義人であり同一の専門職を実施する自然人はまた、その専門職の共同実施のために、その間で、会社それ自体が官職の名義人に任命されることのない専門職民事会社を設立することができる。

②前項の会社は、第10条第1項に定める承認又は登録の条件に服さず、第22条第3項に定める義務にも服さない。

③第10条第2項の規定及び第6条の規定は、第1項の会社にこれを適用する。

第10条

①専門職民事会社は、各専門職に特有のデクレに定める条件にしたがい、自由にこれを設立することができる。このデクレは、承認又は登録に関して権限を有する機関の役割、機関によるこの会社の承認又は登録の手続、及び、この会社が登記される条件を決定する。

②公署官職又は裁判所補助吏職に関しては、会社は、デクレに定める条件にしたがい承認又は官職への任命を受ける。

第11条

会社の定款は、書面をもってこれを作成する。各専門職に特有のデクレは、定款に記載しなければならない事項を決定する。

第12条

①会社の社名（*dénomination sociale*）には、その直前又は直後に、「専門職民事会社〔*société civile professionnelle*〕」の記載又は「SCP」の頭文字、それに続き、実施される専門職の表示を付する。

②社名には、1人又は数人の社員の氏を加えることができる。

第13条

①会社資本は、均等な持分にこれを分割する。持分は、流通証券をもってこれを表章することができない。

②各専門職に特有のデクレは、社員の数を制限することができる。

第14条

①会社持分は、社員がすべてこれを引き受ける。会社持分が現物出資による場合には、会社設立時までにすべての目的物を給付しなければならない。

②会社持分の配分は、定款にこれを記載する。配分に際し、金銭出資、及び、行われる評価にしたがい現物出資とくに無体財産権の出資を考慮する。

③定款は、社員全員の同意をもって、会社持分の価額の決定に適用される原則及び方式を定めることができる。

④各専門職に特有のデクレに別段の定めがある場合を除き、会社持分の価額には、民事上の顧客を表す価額（*valeur représentative de la clientèle civile*）を考慮する。ただし、定款は、社員全員の同意をもって、この民事上の顧客を表す価額を会社持分の評価（*valorisation*）から除外することができる。

第2節 会社の運営について

第15条

①すべての社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務執行者とする。定款は、社員の中から1人若しくは数人の業務執行者を定め、又は、設立後の行為によってその選任をする旨を定めることができる。

②業務執行者の選任及び解任の条件、その権限並びにその任期は、定款をもってこれを決定する。業務執行者の権限は、いかなる場合においても、社員の職業行為の実施について社員を会社に従属させるものであってはならない。

第16条

業務執行者は、法令の違反、定款の違反又はその業務執行においてなしたフォートにつき、個別に又は連帯して、会社又は第三者に対し責任を負う。数人の業務執行者が共に同一の行為をした場合には、裁判所は、損害の配分における各人の負担部分を決定する。

第17条

①業務執行者の権限を越える決定は、社員がこれを行う。

②各社員は、各専門職に固有のデクレに特段の規定又はそれがないときでも定款に特段の規定がある場合を除き、その保有する会社持分の数のいかに問わず、1個の議決権を保有する。

③各専門職に特有のデクレは、社員の協議の方法、その決定を有効なものとするために要求される定足数及び多数決の規範、並びに、会社の事業の状態について社員が通知を受ける条件を決定する。

第18条

①社員の職業活動の対価として支払われるすべての性質の報酬は、会社の収入 (recettes) をなし、会社がこれを受領する。

②各専門職に特有のデクレ又はデクレに定めがない場合であっても定款は、資本出資に比例しない利益の分配の方式を決定することができる。

③命令規定又は定款条項がない場合には、各社員は、利益において同一の取り分を有する。

第19条

①社員は、第三者に対し、会社の債務につき無限に責任を負う。本規定は、同一の専門職民事会社において2人の配偶者が社員であることを妨げない。

②会社債権者は、会社に対する付遅滞が効を奏しなかった後に会社を提訴するのでなければ、社員に対して会社債務の支払いを訴求することができない。

③定款は、社員間において、各社員が定款に定める割合において会社債務を負担する旨を定めることができる。

第20条

①各社員は、自らが行った職業行為につきその全財産をもって責任を負う。

②会社は、社員の職業行為の結果生じた損害につき、この社員と連帯して責任を負う。

③会社又は社員は、各専門職に特有のデクレに定める条件にしたがい、専門職民事責任保険（assurance de responsabilité civile professionnelle）に加入する。

第21条

各専門職に特有のデクレは、専門職の実施のための各社員及び会社の権能及び権限を決定し、必要がある場合には各社員及び会社に適用される職業倫理及び懲戒の規範の調整を行う。

第22条

①社員は、自らの会社持分を譲渡することにより、又は会社がこの社員に持分の価額を償還することにより、退社することができる。

②社員間の不和を理由として退社する公署官又は裁判所補助吏は、会社において社員公署官又は社員裁判所補助吏（officier public ou ministériel associé）として任命されてから5年の期間が経過していた場合には、各専門職に特有のデクレに定める条件にしたがい、同一の住所においてこのために新設される官職への任命を請求することができる。

③社員の退社時には、専門職民事会社は各専門職に特有のデクレに定める登録の変更に服し、会社持分の譲受人はこのデクレに定める承認の手続に服する。

④公署官職又は裁判所補助吏職に関しては、各専門職に特有のデクレは、会社持分の譲受人が任命機関により承認されるべき条件、及び、持分の価額が償還される社員の退社が承認されるべき条件を決定する。

第23条

①会社持分は、議決権の少なくとも4分の3に相当する社員の同意をもって、第三者に移転し又は譲渡することができる。ただし、定款は、多数決の要件を加重し又は社員全員の同意を課すことができる。

②移転又は譲渡計画は、会社及び各社員にこれを通知する。会社が本項に定める通知の最後のものから起算して2か月の期間内にその決定を知らせなかった場合には、黙示的に同意があったものとする。

③会社が同意することを拒絶した場合には、社員は、この拒絶から起算して6か月の期間内に、第14条第3項及び第4項の適用により決定される価額に相当する価格、又は、定款が価格の決定の方式を定めていないときは民法典第1843-4条に定める条件にしたがい決定される価格で、会社持分を取得し又は取得させなければならない。

④本条第2項及び第3項に定める期間は、デクレをもってこれを延長す

ることができる。

第24条

①定款に別段の定めがある場合を除き、会社持分は、社員間では自由にこれを譲渡することができる。

②定款に譲渡の自由を制限する条項が記載されている場合には、第23条第2項及び第3項の規定は、定款に定めがないときにこれを適用する。

第25条

社員が請求する場合には、会社は、各専門職に特有のデクレに定める条件にしたがい、この社員の持分を他の社員若しくは第三者に取得させ、又は、自らこの持分を取得しなければならない。会社が取得する場合には、会社は、この持分の名義価額に相当する資本を減少しなければならない。

第3節 各種の規定

第26条

各専門職に特有のデクレに別段の定めがある場合を除き、会社の期間は、定款をもってこれを自由に定める。

第27条

①各専門職に特有のデクレに別段の規定又はそれがないときでも定款に別段の規定がある場合を除き、数人の社員を有する専門職民事会社は、社員の死亡、無能力、又は他のすべての原因を理由とする退社によっては解散しない。専門職民事会社は、社員の1人がその専門職を実施することの確定的禁止を科された場合であっても解散しない。

②死亡の場合には、死亡した社員の承継人は、社員資格を取得しない。

③前項の規定にかかわらず、承継人は、第1項に定めるデクレに定める期間内に、第23条に定める条件にしたがい死亡した社員の会社持分を譲

渡する権能を有する。さらに、承継人のうち1人又は数人が第7条によって要求される条件を充たす場合には、この承継人は、第23条に定める条件にしたがい会社の同意を請求することができる。同意が与えられた場合には、死亡した社員の会社持分は、清算金を負担する必要があるときはそれを条件として、承認された承継人に対する優先分与の対象とすることができる。拒絶の場合には、この期間は、同意の請求からその拒絶までに経過した時の分だけこれを延長する。期間の満了時にいかなる譲渡もいかなる同意もなされていない場合には、会社又は社員は、第25条に定める条件にしたがい会社持分の価額を承継人に償還する。

④専門職を実施することの確定的禁止を科された社員は、この禁止の日に社員資格を喪失する。前項の規定は、利害関係人の承継人に関する規定を除きこれを適用する。

⑤第3項に定める期間内は、社員、その相続人又は承継人は、会社においていかなる権利も行使することができない。ただし、これらの者は失権しない限り、定款に定める条件にしたがい利益の分配に対する権利を保持する。

第28条

各専門職に特有のデクレは、社員又は会社が専門職を実施することの一時的禁止を科された場合の効果を決定する。

第29条

①会社の解散又は延長は、専門職に特有のデクレに定める多数をもって、社員がこれを判断し決定する。

②すべての会社持分を1人が保有することになった場合であっても、法律上当然には会社の解散をもたらさない。すべての利害関係人は、2年の期間内にその状況が補正されなかった場合には、この解散を請求することができる。裁判所は、その状況を補正するために最長3年の期間を会社に

認めることができる。裁判所は、本案につき裁判する日にこの補正が行われていた場合には、解散を言い渡すことはできない。

③異なる専門職を実施する社員の間で設立される会社が、関係するそれぞれの専門職を実施する社員をもはや少なくとも1人も有しない場合には、社員は、1年の期間内に、その状況を補正し又は会社の目的の変更を決定することができる。この補正又は決定がない場合には、会社は、デクレに定める条件にしたがい解散する。

④公署官職又は裁判所補助吏職の名義人である専門職民事会社が解散する場合には、上記1817年9月10日のオルドナンス〔コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士に関する1817年9月10日のオルドナンス〕第3条の規定の適用を妨げずに、社員は、各専門職に特有のデクレに定める条件にしたがい、同一の住所においてこのために新設される官職への任命を請求することができる。ただし、会社に後任者推薦権（droit de présentation）を出資した社員は、この権利が自らのために行使される場合には、新設される官職への任命を請求するこの権能を享受することができない。

第30条

①定款に別段の条項がある場合を除き、専門職民事会社を他の形態の会社に組織変更する決定は、社員の3分の2の多数をもってこれを行う。

②前項の規定にかかわらず、コンセイユ・デタの議を経たデクレは、各専門職について、定款に別段の条項がある場合を除き、専門職民事会社を本オルドナンス第5編に定める複数専門職実施会社に組織変更するために要求される多数、又は、合併により既存若しくは新設の複数専門職実施会社の設立に参加するために要求される多数を定めることができる。

③社員が前項に定める行為の一つを承認することの拒絶を表明した場合には、会社は、拒絶の表明日から起算して6か月の期間の後に、この社員の持分を他の社員若しくは第三者に取得させ、又は、自らこの持分を取得しなければならない。会社が取得する場合には、会社は、この持分の名義

価額に相当する資本を減少しなければならない。いずれの場合においても、持分の価額は、第23条に定める条件にしたがいこれを決定する。

第31条

①「専門職民事会社〔société civile professionnelle〕」の名称は、本編の規定に服する会社でなければこれを使用することができない。

②前項の名称又はこれとの混同を引き起こすすべての表現の違法な使用は、1年の拘禁刑及び6000ユーロの罰金刑、又は2つの刑のいずれか1つのみをもってこれを罰する。

③裁判所はさらに、有罪判決を受けた者の費用で最大3紙において判決を公表し、刑法典第131-35条に定める条件にしたがいその掲示をすることを命じることができる。

第32条

民法典第1832条ないし第1870-1条は、本編の規定に反しない規定において専門職民事会社にこれを適用する。

第33条

①1948年9月1日の法律第1360号第78条の規定は、専門職民事会社のために行われる転貸借契約及び賃貸借の譲渡にはこれを適用しない。

②本条の規定は、契約中の賃貸借にこれを適用する。

第2章 自由業専門職匿名会社 (sociétés en participation des professions libérales) について

第1節 一般規定

第34条

①専門職の共同実施の方法を限定的に定めるすべての法令の規定にかか

ならず、規制自由業専門職を実施する自然人又は法人は、その間で、本節の規定及びこれに反しない民法典第1871条ないし第1872-1条の規定に定める匿名会社（sociétés en participation）を設立することができる。

②匿名会社の期間は、これを制限しないことができる。

③匿名会社はまた、コンセイユ・デタの議を経たデクレに定める条件にしたがい、数種の規制自由業専門職を実施する自然人及び法人の間でこれを設立することができる。

第35条

①会社の社名には、その直前又は直後に、「匿名会社 [société en participation]」の記載又は「SEP」の頭文字、それに続き、実施される専門職の表示を付する。

②社名には、1人又は数人の社員の氏を加えることができる。

③匿名会社は、デクレに定める条件にしたがい公示に服する。

第2節 会社の運営について

第36条

社員は、各社員が社員の資格で引き受けた約務につき、第三者に対し無限に責任を負う。

第37条

①匿名会社の根拠となる合意（convention）が社員の承認及び解任の方法を定めていない場合には、その決定は、利害関係のない社員全員の同意をもってこれを行う。

②前項の合意は、社員の1人が退社する場合の補償の給付の支払いを定めることができる。

第3章 手段民事会社（sociétés civiles de moyens）について

第38条

①法令上のすべての別段の規定にかかわらず、自由業専門職を実施する自然人又は法人、とくに公署官又は裁判所補助吏は、その間で、各社員に対してその活動の実施を容易にすることを専らの目的とする民事会社を設立することができる。

②前項のために社員は自らの専門職の実施に有益な手段（moyens）を共同にするが、会社が自ら専門職を実施することはできない。

第4章 協同会社（sociétés coopératives）について

第39条

①本編に定める会社は、協同会社（société coopérative）の地位を採用することができる。この場合、本編の規定は、上記1947年9月10日の法律〔協同組合の地位に関する1947年9月10日の法律第1775号〕の規定に反しない限りにおいてこれを適用する。

②前項の規定にかかわらず、協同組合（coopérative）の地位を採用した会社が解散する場合には、上記1947年9月10日の法律第19条にかかわらず、負債の消滅及び支払済資本の償還後に残存する会社の純資産は、各専門職に特有のデクレに定める条件にしたがい、社員間でこれを分配することができる。

第3編 自由業実施会社（sociétés d'exercice libéral）について

第1節 共通規定

第1款 一般規定

第40条

①規制自由業専門職の実施のために、商法典第2編の規定に定める有限会社、株式会社、略式株式会社又は株式合資会社は、本編の規定の適用を条件として、これを設立することができる。

②前項の会社は、会社目的をなす専門職を実施するための資格を有する社員の1人を介してでなければ、その専門職を実施することができない。

③会社内で実施する専門家の少なくとも1人は、この会社の直接又は自由業専門職財務参加会社（société de participations financières de professions libérales）を介しての社員とする。

④本編の規定は、それぞれの規制自由業専門職に特有の法文に定める方式にしたがった規制自由業専門職の会社での実施を妨げるものではない。

第41条

①会社の社名には、その直前又は直後に、「有限会社型自由業実施会社〔société d'exercice libéral à responsabilité limitée〕」の記載若しくは「S.E.L.A.R.L.」の頭文字、「株式会社型自由業実施会社〔société d'exercice libéral à forme anonyme〕」の記載若しくは「S.E.L.A.F.A.」の頭文字、「略式株式会社型自由業実施会社〔société d'exercice libéral par actions simplifiée〕」の記載若しくは「S.E.L.A.S.」の頭文字、又は「株式合資会社型自由業実施会社〔société d'exercice libéral en commandite par actions〕」の記載若しくは「S.E.L.C.A.」の頭文字、並びに、実施される専門職及び会社資本の額の表示を付する。

②社名には、会社内で自らの専門職を実施する1人又は数人の社員の氏を加えることができる。

③会社は、その社名の前又は後に、会社が構成員である非営利社団、団体又は国内の若しくは国際的な専門職ネットワーク（réseau）の名称及び略号を付すことができる。ただし、上記1971年12月31日の法律〔一定の司法及び法律専門職の改正に関する1971年12月31日の法律第1130号〕第67条の規定の適用を妨げない。

第42条

①会社は、権限を有する機関による承認、又は名簿若しくは職団名簿への登録の後でなければ、会社目的をなす専門職を実施することができない。

②公署官職又は裁判所補助吏職に関しては、会社は、コンセイユ・データの議を経たデクレに定める条件にしたがい、承認又は官職への任命を受ける。

③会社の設立登記は、権限を有する機関による会社の承認、又は名簿若しくは職団名簿への会社の登録の後でなければ、これを行うことができない。

第43条

①各社員は、自らが行った職業行為につきその全財産をもって責任を負う。

②会社は、前項の社員と連帯して責任を負う。

第44条

①1年に1回、会社は、承認又は自らが所属する職業団体への登録に関して権限を有する機関に対し、会社資本及び帰属議決権の構成表（état de la composition de son capital social et des droits de vote afférents）、並びに、定款の最新の版を送付する。ただし、各専門職に特有の規定の適用を妨げない。

②会社の社員はまた、前項に定める条件にしたがい、経過事業年度中に変更の対象とされた指揮、管理又は監督機関の組織及び権限に関する条項を含む合意書を送付する。

③各専門職については、この通知手続の適用の方式は、デクレをもってこれを明確にすることができる。

第45条

①本編の適用条件は、必要の範囲内で、公権力に対して専門職を代表することを任務とする機関及び専門職の最も代表的な組織の意見の後に決定されるコンセイユ・デタの議を経たデクレをもって、これを決定する。

②前項のデクレは、会社又は社員が専門職を実施することの一時的禁止を科された場合の効果を決定する。

③第1項のデクレは、社員に認められる精神的、手続的及び財産的保障を明確にすることにより、社員を会社から除名することができる場合を定めることができる。

④第1項のデクレはまた、社員が1社の自由業実施会社内でしか自らの専門職を実施することができない旨、及び、社員が個人として（à titre individuel）又は専門職民事会社内で同一の専門職を実施することができない旨を定めることができる。

第2款 資本及び議決権の保有について

第46条

会社資本及び議決権の過半数は、直接であれ自由業専門職財務参加会社を介してであれ、会社内で実施する専門家がこれを保有する。ただし、第2条に定める専門職の各グループに固有の規定の適用を妨げない。

第47条

会社資本及び議決権の残りは、次の者がこれを保有することができる。

ただし、第2条に定める専門職の各グループに固有の規定の適用を妨げない。

1° 会社目的をなす専門職を実施する、実施専門家（professionnels exerçants）である自然人又は法人

2° 会社内で前号の専門職を実施していたがすべての職業活動をやめた自然人である社員につき、10年の期間。ただし、第54条の適用を妨げない。

3° 前2号に定める自然人の承継人につき、この自然人の死亡後5年の期間

4° 本オルドナンス第5編に定める自由業専門職財務参加会社

5° 会社目的に記載される規制自由業専門職と同一グループの規制自由業専門職を実施する者

6° ヨーロッパの者であってその活動が会社目的をなすもの。他の法人により部分的又は完全に支配されている法人の場合には、本オルドナンスに定める資本及び議決権の保有に関する要請を遵守する。

第48条

各専門職に固有の必要性を考慮するために、かつ、関係する専門職の良好な実施、その構成員の独立性又はその固有の職業倫理規範の遵守に必要である限りにおいて、コンセイユ・デタの議を経たデクレは、会社内で実施している専門家又は第47条第1号ないし第4号及び第6号に定める者が保有しない会社資本の全部又は一部に相当する会社持分又は株式を特定の種類の自然人又は法人が直接又は間接に保有することが、関係する専門職の構成員の独立性及びその固有の職業倫理規範の遵守においてその専門職の実施を危うくするような場合には、この種類の自然人又は法人に対してこの保有を禁止することができる。

第49条

株式会社型、略式株式会社型又は株式合資会社型の自由業実施会社の株式は、記名式とする。

第50条

①上記2004年6月24日のオルドナンス〔商事会社により発行される有価証券制度の改正及び商事立法を改正した規定の海外への拡張に関する2004年6月24日のオルドナンス第604号〕の施行日に存在し、又は、商法典L.228-29-8条の適用により創設される議決権のない優先配当株式は、会社内で実施する専門家がこれを保有することはできない。

②商法典L.228-11条に定める種類株式に付与される特別の権利は、資本及び議決権の配分の規範の適用も、第58条、第59条、第61条及び第62条に定めるガバナンス（governance）に関する規定も妨げることができない。

第51条

第47条第2号に定める10年の期間の満了時に元社員が、又は、同条第3号に定める5年の期間の満了時に社員若しくは元社員の承継人が、その保有する会社持分又は株式を譲渡していなかった場合には、会社は、これらの者の反対にかかわらず、その持分の名義価額又は株式の額面額に相当する資本を減少し、定款に定める条件又は定款の定めがないときは民法典第1843-4条に定める条件にしたがい決定される価格でその持分又は株式を買い取ることを決定することができる。

第52条

①定款は、社員全員の同意をもって、承認に服する譲渡の場合に会社持分又は株式の価額の決定に適用される原則及び方式を定めることができる。

②各専門職に特有のデクレに別段の定めがある場合を除き、会社持分又は株式の価額には、民事上の顧客を表す価額を考慮する。ただし、定款は、社員全員の同意をもって、この民事上の顧客を表す価額を会社持分又は株式の評価から除外することができる。

第53条

資本及び議決権の保有又は第56条ないし第67条に定めるガバナンスに関する条件の1つがもはや充たされなくなった場合には、会社は、本オールドナンスの規定に適合させるために1年の期間を有する。会社が適合させなかった場合には、すべての利害関係人は、会社の解散を裁判所に請求することができる。裁判所は、その状況を補正するために最長6か月の期間を会社に認めることができる。本案につき裁判する日にこの補正が行われていた場合には、解散はこれを言い渡すことができない。

第54条

会社内で実施しない人が会社資本の一部を保有することを認める本款の規定又はその適用のための規定の利益は、その実施が会社目的をなす専門職又は専門職の1つを実施することの禁止を課された人にこれを享受させることができない。

第55条

資本及び議決権の保有の要請に関する第48条、第69条、第70条及び第86条に定めるデクレの施行日から起算して、社員は、このデクレに適合させるために2年の期間を有する。この期間の満了時に、このデクレに定める条件を充たさない1人又は数人の社員がその保有する持分又は株式を譲渡していなかった場合には、会社は、この社員の反対にかかわらず、その者の持分の名義価額又は株式の額面額に相当する資本を減少し、当事者間の合意がないときは民法典第1843-4条に定める条件にしたがい決定さ

れる価格でその持分又は株式を買い取ることを決定することができる。会社による決定がない場合には、すべての利害関係人は、会社の解散を裁判所に請求することができる。裁判所は、その状況を補正するために最長6か月の期間を会社に認めることができる。本案につき裁判する日にこの補正が行われていた場合には、解散はこれを言い渡すことができない。

第3款 会社の運営について

第1目 共通規定

第56条

商法典L.223-19条、L.225-38条、L.225-40条、L.225-86条、L.225-88条、L.226-10条及びL.227-10条の適用については、問題となる合意が、会社内で実施する専門家が会社内で自らの専門職を実施する条件に関するものである場合には、この専門家のみがこれらの法文に定める決議に参加する。

第57条

①各専門職に特有の法令において退社の方式を定める規定がない場合には、会社の定款は、会社の社員の退社の方式を定めることができる。

②社員間の不和を理由として退社する公署官又は裁判所補助吏は、この会社において社員公署官又は社員裁判所補助吏として任命されてから5年の期間が経過していた場合には、各専門職に特有のデクレに定める条件にしたがい、同一の住所においてこのために新設される官職への任命を請求することができる。

第2目 有限会社について

第58条

有限会社の業務執行者は、会社内で自らの活動を実施する社員とする。

第3目 株式会社について

第59条

株式会社については、その組織の方式にしたがい、次の通りとする。

1° 執行役員構成員、監査役会会長、及び、監査役会構成員の少なくとも3分の2は、会社内で自らの活動を実施する社員とする。

2° 執行役員、取締役会会長、及び、取締役会構成員の少なくとも3分の2は、会社内で自らの活動を実施する社員とする。

第60条

商法典L.225-22条第1項及び第2項、L.225-44条並びにL.225-85条の規定は、自由業実施会社にこれを適用しない。

第4目 略式株式会社について

第61条

略式株式会社の社長及び会社指揮者は、会社内で自らの活動を実施する社員とする。

第5目 株式合資会社について

第62条

株式合資会社の業務執行者、監査役会会長、及び、監査役会構成員の少なくとも3分の2は、会社内で自らの活動を実施する社員とする。

第63条

株式合資会社型自由業実施会社の無限責任社員は、商人資格を有しない。ただし、無限責任社員は、会社の債務につき無限に連帯して責任を負う。

第64条

株主である有限責任社員は、授権によっても、いかなる対外的又は対内の業務執行行為も行うことができない。この禁止に違反して行われたすべての行為は無効とする。ただし、この無効は、善意の第三者にこれを対抗することができず、関係する株主である有限責任社員を商法典L.222-6条第2項に定める連帯責任から免れさせるためにこれを援用することもできない。

第65条

法律又は定款のすべての別段の規定にかかわらず、株式合資会社型自由業実施会社の株式の譲渡は、第79条に定める条件にしたがい事前の承認に服する。

第66条

無限責任社員の資格の取得は、定款の署名により無限責任社員全員の同意をもって行われる承認の決定、又は、会社活動中はこの定款に定める形式において無限責任社員全員の同意かつ株主である有限責任社員の3分の2の多数をもって行われる決定に服する。

第67条

無限責任社員の資格は、死亡、退職（retraite）、辞任、退社（retrait）、登録抹消（radiation）又は免職（destitution）をもってこれを喪失する。定款は解任の手続を定めることができる。この手続には、解任に利害関係のない無限責任社員全員の同意をもって行われる決定を含む。会社を去る無限責任社員又はその承継人は、民法典第1843-4条に定める条件にしたがい補償を受ける。

第2節 保健衛生専門職について

第68条

本節の規定は、第2条の意味における保健衛生専門職の実施のために設立される会社にこれを適用する。

第1款 資本及び議決権の保有について

第69条

①第46条の適用除外により、自由業実施会社の会社資本の過半数は、次の者がこれを保有することもできる。

1°自由業実施会社の会社目的をなす専門職を実施するすべての専門家又は自由業実施会社の会社目的を実施するすべての法人

2°自由業専門職財務参加会社であって、その資本及び議決権の過半数が、自由業実施会社の会社目的をなす専門職を実施するすべての専門家、又は、資本参加の取得対象となる実施型会社の会社目的をなす専門職を実施するフランスで開業した法人若しくは第4条の意味におけるヨーロッパの者によって保有されているもの

②各専門職に固有の必要性を考慮するために、かつ、関係する専門職の良好な実施、その構成員の独立性又はその固有の職業倫理規範の遵守に必要である限りにおいて、conseil d'administrationの議を経たdecreeは、本条の適用を除外することができる。

第70条

①各専門職に固有の必要性を考慮するために、conseil d'administrationの議を経たdecreeは、第46条及び第47条に定める者以外の者が、有限会社、略式株式会社又は株式会社の形態で設立される会社の資本の2分の1を下回る部分であってこのdecreeに定める部分を保有することができる旨を定めることができる。ただし、これらの者は個別に、4分の1を超えて資本を保有することはできない。

②株式合資会社の形態で設立される会社の定款は、前項に定める者が個別に、資本の2分の1を下回る限りにおいて4分の1を上回ることができる部分を保有することを認めることができる。

第71条

①商法典L.225-123条の規定の適用除外により、有限会社、略式株式会社又は株式会社の形態で設立される会社の株式が会社内で自らの活動を行う実施専門家以外の株主によって保有されている場合には、いかなる2倍議決権もこの株式に付与することができない。

②定款が2倍議決権株式を創設し又は創設することができる旨を定める場合には、2倍議決権株式は、実施専門家の地位を有し会社内で自らの活動を行うすべての株主にこれを付与する。この付与が、2年を超えることのできない期間の間、株主の地位にあることを停止条件とする旨を定めることができる。

③商法典L.225-124条の適用除外により、その原因のいかんを問わず移転された2倍議決権株式は、移転の受益者が会社内で実施している専門家でない場合には2倍議決権を失う。

第72条

会社持分又は株式は、会社内で実施している従業員専門家 (professionnels salariés) 又は自由業協働者 (collaborateurs libéraux) であってその場合に社員となるもののためにのみ、商法典L.239-1条ないしL.239-5条に定める賃貸借契約の対象とすることができる。

第73条

コンセイユ・デタの議を経たデクレは、社員が、社員貸付 (comptes d'associés) として金額を会社の利用に供することができる条件を明確にすることができる。このデクレは、とくに会社の利用に供されうる金額の

最大額及びこの金額の回収に適用される条件を定める。このデクレは、選択された会社形態にしたいが、又は、第46条及び第47条に照らし関係する社員の類型にしたいが、異なる規定を置くことができる。

第74条

各専門職に固有の必要性を考慮するために、かつ、関係する専門職の良好な実施、その構成員の独立性又はその固有の職業倫理規範の遵守に必要である限りにおいて、コンセイユ・デタの議を経たデクレは、同一の規制自由業専門職の実施のために設立される会社であって、同一の自然人又は法人が直接又は間接の資本参加を取得することができるものの数を制限することができる。

第2款 会社の運営について

第1目 有限会社について

第75条

商法典L.223-14条の規定の適用については、会社持分の少なくとも2分の1に相当する社員の多数の要請は、会社内で専門職を実施する持分保有者の少なくとも4分の3に相当する社員の多数の要請をもってこれに置き替える。

第2目 株式会社について

第76条

定款又は法律規定に定めるすべての別段の規定にかかわらず、株式会社型自由業実施会社の株式の譲渡は、定款に定める条件にしたいが、次の者によって行われる事前の承認に服する。

1° 会社内で実施専門家の地位を有する株主の3分の2

2° 執行役会及び監査役会を有する株式会社の場合には会社内で実施専門家の地位を有する監査役会構成員の3分の2、又は、取締役会を有

する株式会社の場合には会社内で実施専門家の地位を有する取締役会構成員の3分の2

第3目 略式株式会社について

第77条

略式株式会社の新たな社員の承認は、会社内で自らの活動を実施する社員が3分の2の多数をもってこれを行う。商法典L.227-16条及びL.227-17条に定める定款条項の適用については、この同一の多数決の規範をこれに用いる。

第4目 株式合資会社について

第78条

無限責任社員は、会社内で自らの活動を適法に行う実施専門家の地位を有する自然人とする。

第79条

新たな有限責任社員である株主の承認は、無限責任社員が3分の2の多数をもってこれを行う。

第3節 法律及び司法専門職について

第80条

本節の規定は、第2条の意味における法律又は司法専門職の実施のために設立される会社にこれを適用する。

第1款 資本及び議決権の保有について

第81条

①第46条の適用除外により、自由業実施会社の会社資本及び議決権の過半数は、次の者がこれを保有することもできる。

1° 法律若しくは司法専門職のいずれか1つを実施するすべての専門家、又は、法律若しくは司法専門職のいずれか1つを実施するフランスで開業した法人若しくは第4条の意味におけるヨーロッパの者

2° 自由業専門職財務参加会社であって、その資本及び議決権の過半数が、法律及び司法専門職のグループの専門職の1つを実施するフランスで開業した者又は第4条の意味におけるヨーロッパの者によって保有されているもの

②前項の自由業実施会社は、直接であれ自由業専門職財務参加会社を介してであれ、社員の中に、その会社の会社目的をなす専門職を実施する者を少なくとも1人含む。

第82条

会社の会社持分又は株式は、次の者のためにのみ、商法典L.239-1条ないしL.239-5条に定める賃貸借契約の対象とすることができる。

1° 会社内で実施している従業員専門家又は自由業協働者であってその場合に社員となるもの

2° 公署官又は裁判所補助吏の職務を実施する会社を除き、その専門職が本条の会社の会社目的をなす実施専門家

第2款 会社の運営について

第1目 共通規定

第83条

①第81条に定める方法が用いられる場合には、第56条、第58条、第59条、第61条及び第62条に定めるガバナンスに関する規定はこれを適用しない。

②前項の規定にかかわらず、資本及び議決権の過半数が、会社の会社目的をなす専門職を実施しない者であって法律又は司法専門職のいずれか1つを実施するものによって保有される場合には、会社の取締役会又は監査

役会は、会社内で実施する社員の地位を有する構成員を少なくとも1人含む。

第2目 株式合資会社について

第84条

①無限責任社員は、会社内で自らの活動を適法に行う実施専門家の地位を有する自然人とする。

②第81条に定める方法が用いられる場合には、前項の規定はこれを適用しない。ただし、資本及び議決権の過半数が、会社の会社目的をなす専門職を実施しない者であって法律又は司法専門職のいずれか1つを実施するものによって保有される場合には、無限責任社員の少なくとも1人は会社内で実施する専門家でなければならない。

第4節 技術及び生活関連専門職について

第85条

本節の規定は、第2条の意味における技術又は生活関連専門職の実施のために設立される会社にこれを適用する。

第1款 資本及び議決権の保有について

第86条

①第46条の適用除外により、自由業実施会社の会社資本及び議決権の過半数は、次の者がこれを保有することもできる。

1°自由業実施会社の会社目的をなす専門職を実施する、フランスで開業したすべての実施専門家若しくはすべての法人又は第4条の意味におけるヨーロッパの者

2°自由業専門職財務参加会社であって、その資本及び議決権の過半数が、資本参加の取得対象となる会社の会社目的をなす専門職を実施する、フランスで開業した者又は第4条の意味におけるヨーロッパの者

によって保有されているもの

②各専門職に固有の必要性を考慮するために、かつ、関係する専門職の良好な実施、その構成員の独立性又はその固有の職業倫理規範の遵守に必要である限りにおいて、コンセイユ・デタの議を経たデクレは、本条の適用を除外することができる。

第87条

第47条の適用除外により、会社が有限会社、略式株式会社又は株式会社の形態で設立される場合には、コンセイユ・デタの議を経たデクレは、各専門職に固有の必要性を考慮するために、第46条及び第47条に定める者以外の者が会社の資本又は議決権の2分の1を下回る部分を保有することができる旨を定めることができる。ただし、第48条に定める禁止の適用を妨げない。

第88条

会社の会社持分又は株式は、次の者のためにのみ、商法典L.239-1条ないしL.239-5条に定める賃貸借契約の対象とすることができる。

1° 会社内で自らの活動を実施する従業員専門家又は自由業協働者であってその場合に社員となるもの

2° 本条の会社の会社目的をなす専門職を実施する専門家

第89条

各専門職に固有の必要性を考慮するために、かつ、関係する専門職の良好な実施、その構成員の独立性又はその固有の職業倫理規範の遵守に必要である限りにおいて、コンセイユ・デタの議を経たデクレは、同一の専門職の実施のために設立される実施型会社であって、第46条及び第47条に定める者以外の同一の自然人又は法人が直接又は間接の資本参加を有することができるものの数を制限することができる。

第2款 会社の運営について

第1目 共通規定

第90条

第86条に定める方法が用いられる場合には、獣医師の実施型会社を除き、第56条、第58条、第59条、第61条及び第62条に定めるガバナンスに関する規定はこれを適用しない。

第2目 有限会社について

第91条

①商法典L.223-14条に定める規定の適用については、会社持分の少なくとも2分の1に相当する社員の多数の要請は、会社内で専門職を実施する持分保有者の少なくとも4分の3に相当する社員の多数の要請をもってこれに置き替える。

②第86条に定める方法が用いられる場合には、前項はこれを適用しない。

第3目 株式会社について

第92条

①定款又は法律規定に定めるすべての別段の規定にかかわらず、株式会社型自由業実施会社の株式の譲渡は、定款に定める条件にしたがい、次の者によって行われる事前の承認に服する。

1°会社内で実施専門家の地位を有する株主の3分の2

2°執行役会及び監査役会を有する株式会社の場合には会社内で実施専門家の地位を有する監査役会構成員の3分の2、又は、取締役会を有する株式会社の場合には会社内で実施専門家の地位を有する取締役会構成員の3分の2

②第86条に定める方法が用いられる場合には、前項はこれを適用しない。

第4目 略式株式会社について

第93条

①新たな社員の承認は、会社内で自らの活動を実施する社員が3分の2の多数をもってこれを行う。商法典L.227-16条及びL.227-17条に適合する定款条項の適用については、この同一の多数決の規範をこれに用いる。

②第86条に定める方法が用いられる場合には、前項はこれを適用しない。

第5目 株式合資会社について

第94条

①無限責任社員は、会社内で自らの活動を適法に行う実施専門家の地位を有する自然人とする。

②第86条に定める方法が用いられる場合には、前項はこれを適用しない。

第95条

①定款又は法律規定に定めるすべての別段の規定にかかわらず、新たな株主の承認は、無限責任社員が3分の2の多数をもってこれを行う。

②前項の規定にかかわらず、第86条に定める方法が用いられる場合には、前項はこれを適用しない。

第4編 複数専門職実施会社 (sociétés pluri-professionnelles d'exercice) について

第1節 一般規定

第96条

①複数専門職実施会社 (société pluri-professionnelle d'exercice) は、弁護士職、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士職、裁判吏職、公証人職、

裁判上の管理者職、裁判上の受任者職、弁理士職、会計監査役職、専門会計士職及び測量士職のうち数種の共同実施を目的とする。

②前項の会社は、社員に商人資格を付与するものを除き、すべての会社形態をとることができる。前項の会社は、選択された会社形態に特有の規範及び本編の規定をもってこれを規律する。

③第1項の会社は、会社内で会社目的をなす専門職の1つを実施するための資格を有するその社員の1人を介してでなければ、会社目的をなす専門職を実施することができない。

④会社は、付随的に、法律又はデクレがその会社目的をなす専門職のうち少なくとも1つに対してその実施を禁止していないすべての商事活動を実施することができる。

⑤会社目的をなす専門職の実施のために、会社は、物的手段とくに不動産を共同にすることができる。

⑥本編の規定は、それぞれの規制自由業専門職に適用される特有の法文に定める方式にしたがった数種の規制自由業専門職の共同実施を妨げるものではない。

第97条

①会社の社名には、会社形態に関する義務的記載のほか、「複数専門職実施会社 [société pluri-professionnelle d'exercice]」の記載又は「SPE」の頭文字を加える。会社の社名には、その直前又は直後に、実施される専門職及び会社資本の額の表示を付する。

②社名には、会社内で自らの専門職を実施する1人又は数人の社員の氏を加えることができる。

第98条

①会社は、権限を有する機関による承認又は職業団体の名簿若しくは職団名簿への登録の後でなければ、会社目的をなす専門職を実施することが

できない。

②公署官職又は裁判所補助吏職に関しては、会社は、コンセイユ・データの議を経たデクレに定める条件にしたがい、承認又は官職への任命を受ける。

第99条

①各社員は、自らが行った職業行為につきその全財産をもって責任を負う。

②会社は、前項の社員と連帯して責任を負う。

③会社は、これらの危険を対象とする保険を引き受ける。

第100条

①1年に1回、会社は、承認又は自らが所属する職業団体への登録に関して権限を有する機関に対し、会社資本及び帰属議決権の構成表、並びに、定款の最新の版を送付する。ただし、各専門職に特有の規定の適用を妨げない。

②会社の社員はまた、前項に定める条件にしたがい、経過事業年度中に変更の対象とされた指揮、管理又は監督機関の組織及び権限に関する条項を含む合意書を送付する。

③各専門職については、この通知手続の適用の方式は、デクレをもってこれを明確にすることができる。

第2節 資本及び議決権の保有について

第101条

①会社資本及び議決権のすべては、次の者がこれを保有する。

1° 第96条に定める専門職であって会社内で共同実施されるものの1つを会社内又は会社外で行うすべての実施専門家

2° 前号に定める者によって直接又は間接に会社資本及び議決権のすべ

てが保有されているすべての法人

3° 第4条の意味におけるヨーロッパの者であって、自然人については本条第1号又は法人については前号に定める要請を遵守するもの

②複数専門職実施会社は、社員の中に、会社が実施するそれぞれの専門職の構成員を少なくとも1人含む。

第102条

会社内で実施しない人が会社資本の一部を保有することを認める資本の保有の要請に関する規定の利益は、その実施が会社目的をなす専門職の1種又は数種を実施することの禁止を科された者にこれを享受させることができない。

第103条

株式会社型、略式株式会社型又は株式会社合資会社型の複数専門職実施会社の株式は、記名式とする。

第104条

資本及び議決権の保有に関する条件の1つがもはや充たされなくなった場合には、会社は、本オルドナンスの規定に適合させるために1年の期間を有する。会社が適合させなかった場合には、すべての利害関係人は、会社の解散を裁判所に請求することができる。裁判所は、その状況を補正するために最長6か月の期間を会社に認めることができる。本案につき裁判する日にこの補正が行われていた場合には、解散はこれを言い渡すことができない。

第3節 会社の運営について

第105条

会社の定款は、社員、自由業協働者及び従業員の職業実施の独立性、並

びに、会社目的をなすそれぞれの専門職の実施を規律する規定とくに職業倫理に関する規定の遵守を担保するための定めを置く。

第106条

①複数専門職実施会社は、会社と契約しようとする顧客に対し、会社が実施するさまざまな専門職から顧客が提供を受けることのできる役務のすべての性質、及び、これらの専門職が提供する役務について顧客がこれらの専門職の1種又は数種に依頼することができる旨を通知する。顧客は、会社内で自らの活動を行う実施専門家であって自らの利害を委ねることを望むものを指名する。

②会社が裁判上の管理者職又は裁判上の受任者職を実施する場合には、裁判所は、その会社において裁判上の任務を委ねる専門家を指名する。

第107条

①会社の会社目的をなす専門職の1つを会社内で行う実施専門家は、忠実義務、秘密保持義務又は守秘義務、及び、その専門職の実施に固有の職業倫理上の他の義務を負う。

②前項の規定にかかわらず、秘密保持義務又は守秘義務は、前項の専門家が顧客の利益において、職業行為の実施及び会社内での業務の組織化に必要なすべての情報を会社内で自らの活動を行う他の実施専門家に通知することを妨げない。ただし、顧客が事前にこの通知の権能について知らされそれに同意したことを条件とする。この同意には、必要な場合には、会社の会社目的をなす専門職であって顧客が依頼するもの及び自らに関する情報の通知を制限することを望むものを記載する。

③専門家が裁判上の管理者又は裁判上の受任者である場合には、この専門家は、自らが指名された裁判上の任務が許容する限りにおいて、職業行為の実施及び会社内での業務の組織化に必要なすべての情報を他の専門家に通知することができる。

第108条

会社内で実施する各専門家は、自らの専門家としての資格と自らが実施する他のすべての職業活動又は会社外で自らが有するすべての利益との間で生じうるすべての利益相反、及び、自らの職業活動の実施と会社内で活動を行う他の専門家によるその者の活動の実施との間で生じうるすべての利益相反の存在を知った場合には、会社及び他の専門家に対しその旨を通知する。

第109条

コンセイユ・デタの議を経たデクレは、本編の適用条件とくに次の事項を定める。

- 1° 複数専門職実施会社に特有の運営の規範
- 2° 社員である自然人、自由業協働者及び従業員が会社内で自らの専門職を実施する方式
- 3° 帳簿作成及び会計書類の表示に関する規範
- 4° 会社又は社員である自然人若しくは法人が、専門職を実施することの一時的又は確定的な禁止又は無能力を科された場合の効果
- 5° 社員である自然人又は法人を会社から除名することができる場合。この場合にこの社員に認められる精神的、手続的及び財産的保障を明確にする。
- 6° 会社に対する監督を実施する権限を有する機関の決定、この監督の方式、及び、職業上の秘密を対抗することができる条件

第5編 自由業専門職財務参加会社 (sociétés de participations financières de professions libérales) について

第1節 共通規定

第1款 一般規定

第110条

①自由業専門職財務参加会社 (sociétés de participations financières de professions libérales) は、1種又は数種の規制自由業専門職を実施する、ヨーロッパの者を含む自然人又は法人の間で、これを設立することができる。この会社は、有限会社、株式会社、略式株式会社又は株式合資会社の形態をとる。複数自由業専門職財務参加会社 (sociétés de participations financières de professions libérales pluri-professionnelles) は、第125条に定める専門職のみがこれを用いる。

②自由業専門職財務参加会社は、それ自体が1種又は数種の規制自由業専門職の実施を目的とする実施型会社及び外国法上の団体の持分又は株式の保有を目的とする。

③自由業専門職財務参加会社は、その目的がもはや果たされなくなった場合には、この目的に適合させるためにデクレに定める期間を有する。会社が適合させなかった場合には、会社は解散する。

④資本参加の取得対象となる会社、とくに本オルドナンス以外の法文に定める会社は、有限会社、株式会社、略式株式会社又は株式合資会社の形態でこれを設立する。

⑤自由業専門職財務参加会社は、すべての財産及び不動産権を保有し、運用し及び管理し、並びに、業務を提供することができる。ただし、これらの活動は、この会社が資本参加を有する会社又は団体の運営に専ら充てられることを条件とする。この条件のもとで、自由業専門職財務参加会社は、とくに、不動産を取得し及び管理することのみを目的として、民事形態又は商事形態のすべての会社の会社持分又は株式を保有することができる

る。

⑥コンセイユ・デタの議を経たデクレは、一定の法律及び司法専門職の自由業専門職財務参加会社が商事会社の持分又は株式を保有することもできる旨を定めることができる。ただし、この商事会社の目的が、自由業専門職財務参加会社を保有する専門家がそれぞれの専門職に適用される規範にしたがい実施することを認められているすべての活動の実施であることを条件とする。

⑦本編の規定は、それぞれの規制自由業専門職に特有の法文に定める方式にしたがった規制自由業専門職の会社での実施を妨げるものではない。

第111条

自由業専門職財務参加会社の社名には、会社形態に関する義務的記載のほか、その直前又は直後に「自由業専門職財務参加会社〔Société de participations financières de professions libérales〕」の記載又は「S.P.F.P.L.」の頭文字を付する。社名には、それに続き、資本参加の取得対象となる会社により実施される専門職の表示も付する。

第112条

自由業専門職財務参加会社は、承認若しくは登録に関して権限を有する機関の名簿又は関係する職業団体の職団名簿にこれを登録する。

第113条

①1年に1回、自由業専門職財務参加会社は、承認又は自らが所属する職業団体への登録に関して権限を有する機関に対し、会社資本及び帰属議決権の構成表、並びに、定款の最新の版を送付する。ただし、各専門職に特有の規定の適用を妨げない。

②会社の社員はまた、前項に定める条件にしたがい、経過事業年度中に変更の対象とされた指揮、管理又は監督機関の組織及び権限に関する条項

を含む合意書を送付する。

③各専門職については、この通知手続の適用の方式は、デクレをもってこれを明確にすることができる。

第2款 資本及び議決権の保有について

第114条

資本及び議決権の過半数は、資本参加の取得対象となる会社によって実施される専門職の1つを実施する、ヨーロッパの者を含む者がこれを保有する。

第115条

資本及び議決権の残りは、次の者がこれを保有することができる。

1° 資本参加の取得対象となる会社内でその会社目的をなす専門職を実施していたがこの専門職を実施するのをやめた自然人につき、10年の期間。ただし、この自然人が懲戒を理由として登録抹消又は免職を科された場合を除く。

2° 第114条及び前号に定める自然人の承継人につき、この自然人の死亡から起算して5年の期間

3° 資本参加の取得対象となる会社の1社により実施される規制自由業専門職と同一グループの規制自由業専門職を実施する者

第116条

各専門職に固有の必要性を考慮するために、かつ、関係する専門職の良好な実施、その構成員の独立性又はその固有の職業倫理規範の遵守に必要である限りにおいて、コンセイユ・デタの議を経たデクレは、第114条に定める者が保有しない会社資本の全部又は一部に相当する持分又は株式を特定の類型の自然人又は法人が直接又は間接に保有することが、関係する専門職の構成員の独立性及びその固有の職業倫理規範の遵守においてその

専門職の実施を危うくするような場合には、この類型の自然人又は法人に対してこの保有を禁止することができる。

第117条

株式会社型、略式株式会社型又は株式合資会社型の自由業専門職財務参加会社の株式は、記名式とする。

第118条

資本及び議決権の保有又は第119条ないし第122条に定めるガバナンスの規範に関する条件の1つがもはや充たされなくなった場合には、会社は、本オルドナンスの規定に適合させるために1年の期間を有する。会社が適合させなかった場合には、すべての利害関係人は、会社の解散を裁判所に請求することができる。裁判所は、その状況を補正するために最長6か月の補足的期間を会社に認めることができる。本案につき裁判する日にこの補正が行われていた場合には、解散はこれを言い渡すことができない。

第3目 会社の運営について

第119条

有限会社の業務執行者は、自由業専門職財務参加会社が資本参加を有する会社内で自らの活動を行う実施専門家とする。

第120条

株式会社については、その組織の方式にしたがい、次の通りとする。

1° 執行役会構成員、監査役会会長、及び、監査役会構成員の少なくとも3分の2は、自由業専門職財務参加会社が資本参加を有する会社内で自らの活動を行う実施専門家とする。

2° 執行役員、取締役会会長、及び、取締役会構成員の少なくとも3分の2は、自由業専門職財務参加会社が資本参加を有する会社内で自ら

の活動を行う実施専門家とする。

第121条

略式株式会社の社長及び会社指揮者は、自由業専門職財務参加会社が資本参加を有する会社内で自らの活動を行う実施専門家とする。

第122条

株式合資会社の業務執行者、監査役会会長、及び、監査役会構成員の少なくとも3分の2は、自由業専門職財務参加会社が資本参加を有する会社内で自らの活動を行う実施専門家とする。

第2節 単一専門職の財務参加会社 (sociétés de participations financières mono-professionnelles) に特有の規定

第123条

第114条の適用除外により、財務参加会社が同一の法律又は司法専門職を実施する1社又は数社の会社における資本参加の取得を目的とする場合には、この財務参加会社の会社資本及び議決権の過半数は、法律又は司法専門職のいずれか1つを実施する、フランスで開業し又はヨーロッパの者であるすべての者がこれを保有することができる。

第124条

同一の法律又は司法専門職を実施する1社又は数社の会社における資本参加の取得を目的とする財務参加会社は、第119条ないし第122条の要請に服さない。ただし、財務参加会社の監督機関は、資本参加の取得対象となる会社により実施される専門職と同一の専門職を実施する者を少なくとも1人含む。

第3節 複数専門職の財務参加会社（sociétés de participations financières pluri-professionnelles）に特有の規定

第125条²

財務参加会社は、弁護士職、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士職、裁判吏職、公証人職、裁判上の管理者職、裁判上の受任者職、専門会計士職、会計監査役職、弁理士職又は測量士職のうち少なくとも2種を実施する複数専門職実施会社、実施型会社又は外国法上の団体における資本参加の取得を目的とする。

第126条

第114条の適用除外により、資本参加の取得対象となる会社の少なくとも1社が法律又は司法専門職を実施する場合には、財務参加会社の資本及び議決権の過半数は、資本参加の対象となる会社の資本及び議決権の過半数を保有することを認められたすべての者がこれを保有することもできる。

第127条

財務参加会社が法律又は司法専門職を実施する少なくとも1社の会社において資本参加を有する場合には、第119条ないし第122条に定める職務は、財務参加会社の会社資本及び議決権の過半数を保有することを認めら

2 原文では《 Les sociétés de participations financières ayant pour objet la prise de participation dans des sociétés... exercent, au moins, deux des professions... 》と記載されているが、その通りに訳出すると「～会社～における資本参加の取得を目的とする財務参加会社は、～職のうち少なくとも2種を実施する。」となってしまう。本来は《 Les sociétés de participations financières ont pour objet la prise de participation dans des sociétés... exerçant, au moins, deux des professions... 》となるべきものと推測し、本文に掲げるような翻訳文とした。

れた他のすべての者がこれを遂行することもできる。

第128条

コンセイユ・データの議を経たデクレは、本節の適用条件を明確にする。

第6編 各種の規定

第129条ないし第135条（略）

* 本研究は、JSPS 科研費 JP17K03454、JP22K01226 及び JP22K01249 に基づく研究成果の一部である。